

例9 出産手当金支給開始 ↓ 強制の標準報酬日額の6割		(注1) 任継の標準報酬日額の6割	任継の標準報酬日額の2/3
強制被保険者(1年以上)		任継被保険者	
例10 出産手当金の要件具備 ↓ 法第108条により不支給	出産手当金支給開始 ↓ (任継資格取得日)(注1) 任継の標準報酬日額の6割	任継の標準報酬日額の2/3	
強制被保険者(1年以上)		任継被保険者	
例11 出産手当金支給開始 ↓ (注1)		任継の標準報酬日額の6割	
強制被保険者(1年未満・1年以上)		任継被保険者	

(注1) 任継被保険者が、出産した場合に支給される出産手当金の廃止にあたり、平成19年3月31日に支給を受けていた者または受けるべきものは、平成19年5月11日以前の出産予定者(多胎の場合は、平成19年7月6日以前の出産予定者)が対象となる。
 なお、平成19年5月12日以降の出産予定者が実際に平成19年5月11日以前に出産した場合(多胎の場合は、平成19年7月7日以降の出産予定者が、実際に平成19年7月6日以前に出産した場合)も対象となる。

例12 出産手当金支給開始 ↓ (注2)		資格喪失時の標準報酬日額の6割
強制被保険者(1年以上)	↑ 任継申請せず	※資格喪失後6ヶ月以内の出産
例13 出産手当金支給開始 ↓ (注2)		任継資格喪失時の標準報酬日額の6割
強制被保険者 (1年以上)	任継被保険者	※資格喪失後6ヶ月以内の出産

(注2) 強制被保険者期間1年以上の者が、資格喪失後6ヶ月以内に出産した場合に支給される出産手当金の廃止にあたり、平成19年3月31日に支給を受けていた者または受けるべきものは、平成19年5月11日以前に実際に出産した者(多胎の場合は、平成19年7月6日以前に実際に出産した者)が対象となる。